

# ドイツ後見法改正法第二討議部分草案 一 財産配慮を中心に一

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Goda, Atsuko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00055453">https://doi.org/10.24517/00055453</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 【資料】ドイツ後見法改正法第二討議部分草案 —— 財産配慮を中心に ——

合 田 篤 子

2018年9月7日、ドイツ連邦司法消費者保護省（BMJV）は「後見法改正法の連邦司法消費者保護省第二討議部分草案（2. Diskussionsteilentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Vormundschaftsrechts）」<sup>1</sup>（以下、「第二討議部分草案」という。）を公表した。これは、すでに拙稿<sup>2</sup>にて紹介した2014年10月13日の「後見法の改正に関する方針（Eckpunkte für die weitere Reform des Vormundschaftsrechts<sup>3</sup>）」、2016年8月16日の「後見法の改正に関する討議部分草案（Diskussionsteilentwurf zur Reform des Vormundschaftsrechts<sup>4</sup>）」（以下「第一討議部分草案」という。）に続くものであり、今回初めて、後見法と世話法

---

1 BMJV, 2. Diskussionsteilentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Vormundschaftsrechts

([https://www.bmjbv.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF/Themenseiten/FamilieUndPartnerschaft/Vormundschaftsrecht\\_zweiter\\_Diskussionsentwurf.pdf;jsessionid=55DD6BCE941B4C2424E8E64B4DBC8860.2\\_cid297?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](https://www.bmjbv.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF/Themenseiten/FamilieUndPartnerschaft/Vormundschaftsrecht_zweiter_Diskussionsentwurf.pdf;jsessionid=55DD6BCE941B4C2424E8E64B4DBC8860.2_cid297?__blob=publicationFile&v=1)) (2019.1.18).

2 Eckpunkteの概要については、拙稿「ドイツにおける家庭裁判所による許可制度——後見人等の財産管理権を規制する制度として」金沢59巻2号（2017）286頁以下、第一討議部分草案については、拙稿「ドイツ後見法（Vormundschaftsrecht）の改正に関する討議部分草案」金沢60巻2号（2018）251頁以下で紹介した。

3 BMJV, Eckpunkte für die weitere Reform des Vormundschaftsrechts,S.1ff([http://www.bmjbv.de/SharedDocs/Archiv/Downloads/Vormundschaftsrecht\\_Eckpunkte%20weitere%20Reform.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](http://www.bmjbv.de/SharedDocs/Archiv/Downloads/Vormundschaftsrecht_Eckpunkte%20weitere%20Reform.pdf?__blob=publicationFile&v=3)) (2019.1.18).

4 BMJV, Diskussionsteilentwurf zur Reform des Vormundschaftsrechts,S.1ff ([http://www.bmjbv.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF/Themenseiten/FamilieUndPartnerschaft/Vormundschaftsrecht\\_Eckpunkte\\_2016.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](http://www.bmjbv.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF/Themenseiten/FamilieUndPartnerschaft/Vormundschaftsrecht_Eckpunkte_2016.pdf?__blob=publicationFile&v=3)).

との規定の関係や財産配慮（財産管理）に関する規定の内容が示される等、その全体像が明らかになってきた。

さらに、第二討議部分草案で初めて示されたのが、改正対象が民法典（以下「BGB」という。）にとどまらないという点である。全5条から成る案が提示されているが、第1条はBGBに関する内容であり、以下、本稿でもこの部分を中心に紹介する。第2条では、後見人及び世話人報酬法（VBVG）<sup>5</sup>、第3条では社会保障法典（SGB）第8編（児童ならびに青少年の援助に関する法律）、第4条では家事事件手続法（FamFG）、第5条では氏名変更法、第6条では施行について規定される予定であるが、第3条以降の内容は未定となっている。

第二討議部分草案の第1条では、BGBが規定する後見と世話に関わる草案1773条から1889条の他、関連するBGBの現行法の一部改正<sup>6</sup>が提案されている<sup>7</sup>。また、第一討議部分草案と順番は異なるが、第二討議部分草案でも同内容の5つの改正目的が示されており、草案内容のポイントとして次の5点が挙げられている。すなわち、①後見法、世話法および保護法規定の新しいルール化、②後見法における身上配慮の強化、③後見法における個人後見の人的資源の強化、④後見人の選定、⑤世話法に挿入することによる財産配慮の非官僚化（Entbürokratisierung）及び現代化である。中でも、第二討議部分草案の特徴は①と⑤にあると思われる。①後見法、世話法および保護法規定の新しいルール化に関しては、現行法とは異なり後見法が世話法の規定を準用する方向性が示され、また、⑤財産配慮の非官僚化及び現代化に関しては、ル

---

5 BMJV, a.a.O.(Anm.1), S.61 (2019.1.18).

6 BGBの改正対象となっている現行法は、1596条3項、1629条2項、1631条c、1639条2項、1643条から1645条、1667条2項、1713条1項、1773条から1889条である。1773条以下については、文末の現行法との対象表を参照のこと。

7 このうち、後見の開始、執行および終了に関する草案1773条から1798条は第一討議部分草案として公表済みであり（ただし、第二討議部分草案において一部修正あり）、拙稿・前掲注(2) 金沢60巻2号255頁以下に条文試訳を挙げている。

ールが明らかになった。

そこで、以下では、立法理由を引用しながら、①と⑤の概要について紹介する。

まず、①後見法、世話法および保護法規定の新しいルールについてである<sup>8</sup>。現行法においては、後見人に関する規定の多くが、BGB1908条に基づき、世話人にも準用される形をとっている。このことは、財産配慮に関する規定や裁判所の監督に関する規定、さらに、費用償還や後見人及び世話人の報酬法の領域についても同様である。つまり、準用する形をとることによって、世話の事案においていずれの規定を適用すべきかを確定する際に、見通しが悪く、わかりづらいものとなっている。また、これまでの立法の仕方では、未成年後見よりも世話における財産配慮の方がより重要な意義を有しているという点を反映できていない。そのため、財産配慮に関する規定、裁判所の監督に関する規定、費用償還及び報酬に関する規定は、将来的には、直接世話法の箇所に挿入されることが予定されている。

また、後見法及び保護法については、必要な範囲において世話法の規定を準用する。現在の「第3章 保護」は、将来的には「第2節 未成年者のための保護」と「第4節 その他の保護」の2つの節に分割される。補充保護は、内容的には後見法に近いため、未成年者のための保護として、将来的には後見法の後に挿入される予定である。

次に、⑤財産配慮の非官僚化及び現代化については次のように説明されている<sup>9</sup>。

立法者の意思によれば、後見人や世話人は、原則として職務執行に際して独立しているにもかかわらず、後見人や世話人らは財産管理においては法律上の規定や許可留保に服し（たとえば現BGB1804条、1805条、1810条、1811条、1812条）、管理権限は多くの義務によって制限されている（たとえば、被後

---

8 BMJV, a.a.O.(Anm.1), S.75-76 (2019.1.18).

9 BMJV, a.a.O.(Anm.1), S.86-88 (2019.1.18).

見人の金銭を有利子で運用する義務〔現BGB1806条から1809条〕、所持人有価証券供託義務〔同1814条〕等)。これらの規定は1900年1月1日のBGB施行以来、文言上、本質的には変更されていない。したがって、これらの規定は、被後見人及び被世話人の財産に必要な保護を維持しながら、可能な限り非官僚化並びに現代化し、必要な場合には、新しく体系化すべきである。

具体的には、次のように説明がなされている。たとえば、被世話人のための支出、特に継続的な生活扶養に必要とされる被世話人の収入も含めた財産については、世話人が委託された財産配慮事務の範囲内で、義務に従った裁量に基づき、許可なく処分することができるようにする。世話人は原則として普通口座で金銭を管理しなければならない。他方、継続的な支出に必要ではない被世話人の財産については世話人は安全に管理しなくてはならない。金銭の運用、有価証券および動産についても同様である。被世話人の金銭は、原則として世話人の処分権限を排除する条件付きで、かつ、可能な限り、口座にて有償で運用をしなければならない。被世話人の意向にもとづくその他の運用も可能である。ただし、不動産については、世話人は原則として裁判所の許可を得た場合に限り処分することができるとする。

財産配慮に関する現BGB1802条から1831条の規定は、非常にさまざまな指示をする規定であり、また、多様な財産目的物（たとえば金銭、債権、有価証券、高価品または不動産）に関わる規定であるが、世話法に組み込むことによって新たに構成され、かつ、体系的に明確な構造をもたらすことになる。

以上の概観を踏まえ、以下では、第二討議部分草案の条文案のうち財産配慮に関する部分のみを紹介していく<sup>10</sup>。

なお、現在、我が国では、平成28年5月から成年後見利用促進法が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。

---

10 草案の条文仮訳に際しては、ドイツ家族法研究会「親としての配慮・補佐・後見（四）～（七）」民商145巻1号（2011）85頁、民商145巻6号（2012）78頁、民商149巻4・5号（2014）142頁、民商152巻6号（2015）84頁以下も参考にした。

基本計画ではいくつかの施策が予定されているが、その一つとして、自己決定を尊重しつつ（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善が掲げられている。ドイツ後見法の改正は、未成年後見の改正を出発点としながら、それにとどまらず、現段階の改正案では、世話法も含めたBGBの体系を大きく変更しようとする内容になっている。今後、わが国の未成年後見および成年後見の今後の方向性を探る上でも、ドイツ後見法及び世話法の改正作業の動向に注目していきたい。

.....

ドイツ連邦司法消費者保護省（BMJV）

2018年9月7日

後見法改正法の連邦司法省第二討議部分草案（2.Diskussionsteilentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Vormundschaftsrechts）

**第1643条 許可を要する法律行為**

- (1) 父母は、第2項から第5項までの規定から別段のことが生じない限り、世話人が第1852条から第1856条の規定によって世話裁判所の許可を必要とする場合において、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- (2) 土地担保権に関する処分及びそのような処分の義務負担行為は、第1852条に基づき、許可を必要としない。
- (3) 子を単独又は他方の親と共同で代理している一方の親が、相続放棄をした結果初めて子に相続権が生じる場合には、第1853条第1号とは異なり、その親が子と共に権限がある場合にのみ、許可を必要とする。相続財産分割契約に許可は必要としない。
- (4) 父母は、第1855条第1号とは異なり、子が成年に達した後なお1年以上、契約関係が継続する使用賃貸借若しくは用益賃貸借契約又はその他子が反

復して給付をする義務を負う契約を締結するために、許可を得なければならぬ。ただし、その契約が、もっぱら個人の需要を満たすものである、又は職業教育、雇用又は労働契約に関するものである場合は、この限りでない。第1855条第2号の規定は適用しない。

(5) 第1856条第6号及び第7号の規定は適用しない。

#### 第1644条 許可を必要とする法律行為についての補充規定

- (1) 家庭裁判所は、経済上の財産管理原則を考慮し、法律行為が子の福祉に反しないときは、許可を付与する。
- (2) 第1857条から第1860条及び第1862条2項の規定を準用する。
- (3) 子が成年に達したときは、家庭裁判所の許可に代え、子の追認によるものとする。

#### 第1645条 生業に関する届出義務

父母は、子の名でする新しい生業の開始について、家庭裁判所に届け出るものとする。

### 第3目 財産配慮

#### 第1799条 財産配慮における後見人の義務、後見人による贈与

- (1) 財産配慮における後見人の義務については、第1837条、第1838条、第1840条から第1849条の規定を準用する。財産目録は、後見命令の時に存在する財産に及ぶものとする。
- (2) 後見人は、被後見人を代理して贈与することはできない。ただし、贈与が、徳義上の義務又は儀礼を斟酌したものであり、被後見人の生活関係に応じた臨時贈与（Gelegenheitsgeschenk）として通例又は相当であるときは、この限りでない。

### 第1800条 許可を要する法律行為

- (1) 後見人は、第1801条から別段のことが生じない限り、第1850条から第1856条により世話人が、世話裁判所の許可を得なければならない場合において、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- (2) 後見人は、第1855条第1号の規定とは異なり、被後見人が成年に達した後なお一年以上、契約関係が継続する使用賃貸借若しくは用益賃貸借又はその他被後見人が反復して給付をする義務を負う契約をすることについて、家庭裁判所の許可を得なければならない。ただし、契約が、もっぱら被後見人の個人の需要を満たすときはこの限りでない。

### 第1801条 許可の付与

- (1) 家庭裁判所は、経済上の財産管理の原則を考慮し、法律行為が被後見人の福祉に反しないときは、許可を付与する。
- (2) 第1857条から第1858条第2項、第1859条、第1860条の規定を準用する。
- (3) 被後見人が成年に達したときは、その者の追認は家庭裁判所の許可に代わる。

### 第1802条 免除された後見

- (1) 家庭裁判所は、後見人の申立てに基づき、第1862条の規定を準用し、財産配慮における制限を免除することができる。
- (2) 後見人である少年局、社団後見人及び後見社団は、第1861条の規定を準用し、財産配慮における制限を免除される。
- (3) 父母は、第1783条の要件を考慮し、父母が自ら指名した後見人から、第1847条、第1850条第1項、第1851条第1項1文第1号及び第2号、同第2文、第1866条第1項第1文に基づく制限を免除できる。第1861条第2項第2文及び第3文の規定を準用する。家庭裁判所は、免除を継続する場合に、被後見人の財産が危険であることが憂慮されるときは、親の指示を廃止できる。

(第1803条から第1836条は省略)

### 第3目 財産事務

#### Unterkapitel 1. 総則

#### 第1837条 財産目録

- (1) 世話人は、選任された時点の被世話人の財産の目録を作成し、世話人の管理に服する財産に関する目録が正確かつ完全であることを確認し、世話裁判所に提出しなければならない。世話人は、被世話人が事後的に取得した財産に関する目録を補充しなければならない。数人の世話人が財産を共同で管理している場合において、世話人らは目録を共同で作成しなければならない。
- (2) 世話人は、正式な目録の作成に必要かつ被世話人の財産を考慮して相当である場合又は世話裁判所がこれを命じた場合には、管轄官庁、管轄官吏、公証人、鑑定人又は立会人に立ち会いを求める。
- (3) 提出された目録が不十分であるときには、世話裁判所は、管轄官庁、管轄官吏又は公証人に目録を作成する旨を命じることができる。

#### 第1838条 相続及び贈与の場合の財産管理

- (1) 死因処分により被世話人が取得したもの、第三者が生前行為又は死亡した場合の出捐によって無償でその者に出捐したものを、被相続人が終意処分によって指示をし、第三者が出捐の際に指示をしている場合には、世話人は、被相続人又は第三者の指示に従い管理しなければならない。
- (2) 第1項の出捐の指示に従わない場合、出捐者が生存している限り、その同意を必要とし、かつこれで足りる。出捐者が長期にわたり意思表示することができないとき、死亡したとき、又はその居所が長期にわたり明らかでないときは、指示に従うことが被世話人の利益を危険にさらす場合に

は、世話裁判所は、その同意を代わりに行うことができる。

### 第1839条 世話人による贈与

世話人は、被世話人を代理して贈与することはできない。ただし、被世話人の希望又は推測される意思に合致し、被世話人の生活関係に応じた臨時贈与として通例又は相当である贈与は、この限りでない。

### 第1840条 分離命令、世話人のための使用

- (1) 世話人は、被世話人の財産を自己の財産と分離しなければならない。このことは、世話人が被世話人と婚姻共同生活をし、世話裁判所が別段の指示をしないときには、世話人及び被世話人の現存する共通の普通口座（Girokonto）については適用されない。
- (2) 官庁世話人は、自らが活動をしている団体に対しても、第1843条に基づき、被世話人の金銭を運用することができる。管轄官庁が世話人に選任された場合には、第1843条に基づく被世話人の金銭の運用は、その官庁が設置している団体に対しても許される。
- (3) 世話人は、被世話人の財産を自己のために使用してはならない。このことは、世話が職業上行われぬ場合及び書面によって使用に関する契約上の取り決めがなされている場合には、適用されない。
- (4) 第1項第1文及び第3項第1文の規定は、世話人が被世話人と婚姻共同生活を送っている又は共同の家政を執行している場合には、家財道具に関しては適用されない。

## Unterkapitel 2. 金銭、有価証券及び高価品の管理に関する規定

### 第1841条 処分金の準備（Bereithaltung）

世話人が支出に必要とする被世話人の金銭（処分金）を、世話人は、被世

話人の金融機関の普通口座（Girokonto）の預金として準備しなければならない。第1文は、第1843条第2項において分別管理された被世話人の運用口座で処分金を準備することには反しない。

#### 第1842条 現金によらない支払取引

- (1) 世話人は、被世話人のために第1841条第1文に基づき維持すべき普通口座を用いて、支払取引を行わなければならない。
- (2) 次の場合には、前項の定めは排除される。
  1. 取引における通常の現金払い
  2. 被世話人への支払い

#### 第1843条 運用義務

- (1) 世話人は、第1841条に基づく支出に必要でない被世話人の金銭を運用しなければならない（運用金）。
- (2) 世話人は、金融機関における被世話人の運用口座において、有利子で運用金を運用するものとする。ただし、個別の事情に応じて、その他の運用が認められる。

#### 第1844条 有価証券の寄託保管及び供託

- (1) 世話人は、寄託法（Depotgesetz）第1条第1項及び第2項における被世話人の有価証券を、金融機関において閉鎖せずに保管させなければならない。
- (2) 世話人は、被世話人のその他の有価証券を金融機関に供託しなければならない。
- (3) 有価証券の種類を考慮し、個別の事案の事情に応じて被世話人の財産を保証するために望ましくない場合には、寄託保管義務又は供託義務はない。
- (4) 連邦又は州が有価証券を発行したときは、世話人は、有価証券を被世話人の名義に書き換えることができ、かつ、連邦又は州に対する公債原簿登

録債権に変更することができる。

#### 第1845条 裁判所の命令に基づく高価品の供託

被世話人の財産保証のために望ましい場合には、世話裁判所は、世話人が被世話人の高価品を金融機関又はその他適切な管理者に供託することを命じることができる。

#### 第1846条 金融機関に関する要件

金融機関は、第1841条及び第1843条第2項に基づく運用をする場合に、その運用について十分な保証制度を備えていなければならない。

#### 第1847条 処分制限の合意

- (1) 第1843条第2項前段の意味での被世話人の金銭運用に関して、世話人は、運用については世話裁判所の許可を得たときに限り処分することができる旨を金融機関と合意しなければならない。第1841条第2項による処分金の運用については、これを妨げない。
- (2) 第1844条第1項における有価証券について、世話人は、有価証券及び利子又は配当を除いた寄託契約から生じる権利について、世話裁判所の許可を得たときに限り処分することができる旨を受寄者と合意しなければならない。第1844条第2文の意味での有価証券について、世話人は、世話裁判所の許可を得たときに限り、引渡請求することができる旨を金融機関と合意しなければならない。第2文は、第1845条に基づき供託された高価品について準用する。
- (3) 連邦又は州に対する被世話人の個別公債原簿登録債権については、世話人は、個別公債原簿登録債権に関して、世話裁判所の許可を得たときに限り処分することができる場合に、公債登録簿に処分制限の付記 (Sperrvermerk) を登録させなくてはならない。

- (4) 第1項から第3項の規定は、世話人が選任された時点での被世話人の運用口座、寄託又は個別公債原簿登録債権が閉鎖されなかったときに、準用するものとする。

### Unterkapitel 3. 届出義務

#### 第1848条 金銭管理及び財産管理における届出義務

- (1) 世話人は、次に掲げる行為を行ったときには、世話裁判所に遅滞なく届け出なければならない。
1. 被世話人のために普通口座を開設したとき。
  2. 被世話人のために運用口座（Anlagekonto）を開設したとき。
  3. 預託口座（Depot）を開設したとき又は被世話人の有価証券を供託したとき。
  4. 第1844条第3項に基づき、被世話人の有価証券を寄託保管又は供託しなかったとき。
- (2) 届出は、特に、次に掲げる事項を表示しなければならない。
1. 第1項第1号による普通口座の預金額について。
  2. 第1項第2号による運用及び運用金又は処分金としての使途の金額及び利回りについて。
  3. 寄託管理された又は第1項第3号に基づき供託された有価証券の種類、範囲及び価値ならびにそれらから生じる費用及び収益について。
  4. 世話人が、第1項第4号に基づき、寄託管理又は供託が望ましくないとみなした理由及び有価証券をどのように保管すべきかについて。
  5. 処分制限の合意について。

#### 第1849条 生業についての届出義務

世話人は、被世話人の名で行う新しい生業の開始及び被世話人の既存の生

業の放棄を、世話裁判所に届け出るものとする。

#### Unterkapitel 4. 許可を必要とする法律行為

##### 第1850条 金銭のその他の運用の許可

- (1) 世話人は、第1843条第2項前段による運用口座とは別に運用金を運用する場合には、世話裁判所の許可を得なければならない。
- (2) 許可は、意図した運用が、事情に基づいて経済的な財産管理の原則に反する場合には、拒絶されるものとする。

##### 第1851条 権利及び有価証券の処分の許可

- (1) 世話人は、次の各号に関する処分については、世話裁判所の許可を得なければならない。
  1. 被世話人が金銭給付又は有価証券の給付を求めることができる権利。
  2. 被世話人の有価証券。
  3. 供託された被世話人の高価品。  
この処分に対する義務の負担についても、同様とする。
- (2) 次の各号に掲げる場合には、許可を必要としない。
  1. 第1項第1文第1号の場合において、権利から生じる支払請求権が次の場合のとき。
    - a) 3,000ユーロを超えないとき。
    - b) 被世話人の普通口座の預金に関するとき。
    - c) 世話人が、処分金のために処分制限の合意をすることなく開設した運用口座の預金に関するとき。
    - d) 被世話人の財産の用益に属するとき。
    - e) 従たる給付を目的とするとき。
  2. 第1項第1文第2号の場合において、有価証券に関する処分が次の場合の

とき。

- a) 被世話人の財産の用益。
- b) 被世話人の名義に有価証券を書き換えること。
- c) 連邦又は州の有価証券を連邦又は州の公債原簿登録債権に変更すること。
- d) 連邦又は州の総合公債原簿登録債権を個別公債原簿登録債権に変更すること。

第1文第2号の規定は、この処分に対する義務の負担について準用する。

- (3) 処分制限の合意がある場合において、金銭運用によって取得した支払い請求権に関する処分及び有価証券の現金化によって取得した支払い請求に関する処分については、第2項第1号 a に基づく許可の免除が適用されない。処分制限に服し、資本利用 (Kapitalnutzung) にあたる支払請求権に関する処分については、第2項第1号 d は適用されない。

### 第1852条 土地及び船舶に関する法律行為についての許可

世話人が次に掲げる行為をする場合には、世話裁判所の許可を得なければならない。

1. 土地又は土地の上の権利を処分すること。
2. 土地の所有権の移転、土地の上の権利の設定若しくは移転、又は土地の上の権利の消滅を目的とする債権を処分すること。
3. 登記船舶若しくは建造中の船舶を処分し、又は登記船舶若しくは建造中の船舶の所有権の移転を目的とする債権を処分すること。
4. 第1号から第3号までに掲げる処分について義務負担行為をすること。
5. 土地、登記船舶若しくは建造中船舶又は土地の上の権利の有償取得について、被世話人が義務を負うことになる法律行為をすること。
6. 被世話人が住居所有権又は部分所有権を取得する法律行為をすること。

### 第1853条 遺産法上の法律行為に関する許可

世話人が次に掲げる行為をする場合には、世話裁判所の許可を得なければならない。

1. 相続又は遺贈の放棄、遺留分の放棄及び相続財産分割契約をすること。
2. 被世話人が自己に帰属する相続財産又は将来の法定相続分若しくは将来の遺留分に関する処分をする義務を負う法律行為をすること。
3. 相続財産に対する被世話人の持分に関する処分をすること。
4. 第2282条第2項に基づき、被相続人である行為無能力の被世話人の相続契約を取り消すこと。
5. 相続契約又は第2290条第3項による個々の契約に合った処分の破棄に関して被相続人と契約締結すること。
6. 被相続人との相続契約において取り決められた契約に適合した遺贈の指示、負担並びに第2291条による準拋法の選択を遺言によって破棄することについて同意すること。
7. 死因処分のみが含まれる被相続人と締結した相続契約を第2300条第2項による官庁又は公証人による異議に基づき撤回すること。
8. 被相続人との相続放棄又は行為無能力の被相続人のために第2347条による放棄又は遺言による相続人又は遺贈者又は第2352条による相続契約上の受遺者たる第三者の放棄の締結。
9. 婚姻当事者間又は生活パートナー間で締結された相続契約を、第2292条による婚姻当事者間又は生活パートナーの共同遺言によって破棄すること。

### 第1854条 商行為及び会社法上の法律行為に関する許可

世話人が次に掲げる行為をする場合には、世話裁判所の許可を得なければならない。

1. 被世話人が生業を有償取得又は譲渡する義務を負うことになる契約をす

ること。

2. 生業を営業するために組合契約をすること。
3. 支配権を付与すること。

#### 第1855条 継続的給付に関する契約の許可

世話人が次に掲げる行為をする場合には、世話裁判所の許可を得なければならない。

1. 契約関係が4年以上継続する使用貸借契約若しくは用益賃貸借契約又はその他、被世話人が反復して給付をする義務を負う契約をすること。
2. 営業又は農業の営業又は林業の営業に関して用益賃貸借契約をすること。

#### 第1856条 その他の法律行為に関する許可

世話人が次に掲げる行為をする場合には、世話裁判所の許可を得なければならない。

1. 被世話人が、自己の財産の全部に関する処分をする義務を負う法律行為をすること。
2. 被世話人の信用により金銭を受領すること。
3. 無記名債券の振出又は裏書によって譲渡することができる手形若しくはその他有価証券に基づき債務を負うこと。
4. 他人の債務の引受けを目的とする法律行為をすること。
5. 保証をすること。
6. 和解又は仲裁手続きを目的とする契約をすること。ただし、紛争の目的物又は不確実な目的物が金銭に評価でき、かつ、6000ユーロを超えないとき、又は和解が、書面上若しくは調書による裁判上の和解案と一致するときは、この限りでない。
7. 被世話人の債権につき存する担保を消滅若しくは減少させる法律行為、又は消滅若しくは減少させる義務を生ずる法律行為をすること。

## Unterkapitel 5. 許可の宣告

### 第1857条 許可の宣告

世話裁判所は、法律行為の許可を世話人に対してのみ宣告することができる。

### 第1858条 事後の許可

- (1) 世話人が、必要な世話裁判所の許可を得ないで契約を締結するときは、その契約は、世話裁判所の事後の許可により、効力を生ずる。許可及びその拒絶は、有効になった許可又はその拒絶を世話人が相手方に通知することによってはじめて効力を生ずる。
- (2) 相手方が世話人に対して、許可が付与されたかどうかを通知すべき旨を催告するときは、許可の通知は、催告の受領後8週間以内に限り、することができる;この通知がないときは、許可は拒絶されたものとみなす。
- (3) 世話が破棄又は終了したときは、世話裁判所の許可に代え、被世話人の許可によるものとする。

### 第1859条 契約の相手方の撤回権

世話人が、相手方に対して、世話裁判所の許可を得た旨を事実反して主張したときは、相手方は、世話裁判所の事後の許可の通知があるまで、撤回することができる。ただし、相手方が契約締結の際に、許可を得ていないことを知っていたときは、この限りでない。

### 第1860条 単独行為

- (1) 世話人が、必要な世話裁判所の許可を得ないで行う単独行為は、効力を生じない。
- (2) 世話人が、世話裁判所の許可を得て相手方に対し単独行為を行う場合に

において、世話人が許可を提示せず、かつ、相手方がこれにより、遅滞なく単独行為を拒絶するときは、単独行為は効力を生じない。

- (3) 世話人が裁判所又は官公庁に対して必要な世話裁判所の許可を得ないで単独行為を行った場合には、単独行為の有効性は、世話裁判所の事後の許可による。単独行為は許可の確定によって有効となる。法定期間の経過は、許可の手続き中は停止する。停止は、許可の付与に関する決定の確定によって終了する。

## Unterkapitel 6. 免除

### 第1861条 法定免除

- (1) 第1847条による処分制限の合意義務並びに第1851条第1項第1文第1号、第2号及び第2文による制限は、次の各号に掲げる者が世話人の場合には、適用されない。
1. 直系親族又は兄弟姉妹
  2. 婚姻当事者
  3. 世話官庁又は官庁世話人
  4. 世話社団又は社団世話人
- (2) 第1項に掲げられている世話人は、第1866条に基づく計算書に関する義務を免除される。これらの世話人は、世話裁判所に対して毎年、管理下にある財産の現況一覧表を提出しなければならない。世話裁判所は、最長5年間毎の一覧表を提出する旨を命ずることができる。
- (3) 免除の継続が被世話人の利益を危険にさらすときは、世話裁判所は、第1項及び第2項による免除を廃止することができる。

### 第1862 裁判所の命令に基づく免除

- (1) 土地に関わるもの及び債務を除き、被世話人の財産の価額が6000ユーロ

を超えないときは、世話裁判所は、世話人の申立てに基づき、第1843条、第1847条、第1851条第1項第1文第1号及び第2号及び第2文による制限の全部又は一部を世話人に対して免除することができる。

- (2) 生業の経営の財産管理と関わっている又は財産管理に特別な理由がある限りにおいて、世話裁判所は世話人の申立てに基づき、第1851条第1項第1文第1号2号及び第2文、第1856条第2号から第5号による制限を世話人に対して免除することができる。
- (3) 被世話人の有価証券の寄託が多くの有価証券取引を必要とし、かつ、世話人が十分な資本市場に関する知識や経験を有している場合には、世話裁判所は世話人の申立てに基づき、第1847条第2項、第1850条第1項及び第1851条第1項第1号第2及び第2文号に基づく制限を世話人に対して免除することができる。
- (4) 第1項から第3項に基づく免除は、被世話人の財産の危殆化が懸念されない場合に限り、命じることができる。
- (5) 世話裁判所は、免除の要件をもちやく場合には、免除を撤回しなければならない。

【参考】第二討議部分草案と現行法の条文対照表（一部省略）

第二討議部分草案	内 容	関連する現行法
	第3章 後見、未成年者のための保護、法的世話、その他の保護 第1節 後見 第1款 後見の開始 第1目 選任後見 Unterkapitel1 総則	
1773条	要件	1773条
1774条	後見命令及び職権による後見人の選任	1774条
1775条	後見人	1775条、仮後見人は新設（2項）。
1776条	複数後見人	1775条
1777条	追加保護人	新設

1778条	養育人への配慮事務の委譲	新設
<b>Unterkapitel 2 後見人の選定</b>		
1779条	家庭裁判所による後見人の選定	1779条1項・2項
1780条	自然人の適性、名誉職後見人の優先	1779条2項1文
1781条	職業後見人および社団後見人、官庁後見人としての少年局	新設
1782条	仮後見人の選任	新設
1783条	父母による後見人の指定又は排除	1776条、1777条、1782条
1784条	指定された者の除斥	1778条、1779条1項
1785条	排除事由	1780条、1781条、 1782条1項1文
1786条	後見の引受義務	1784条、1785条、1786条 1787条、1788条
<b>第2目 法定官庁後見</b>		
1787条	親の配慮停止の場合の官庁後見	1791条c
1788条	内密出産における官庁後見	新設
<b>第2款 後見の執行 第1目 総則</b>		
1789条	被後見人の権利	SGBⅧ1条1項、1631条 ～1633条、1626条、 1800条
1790条	後見人の配慮	1794条
1791条	後見人の職務執行	1項 (181条)、2項 (1793 条1項、1626条2項)、 3項 (1793条1 a 項)
1792条	後見人の家庭への被後見人の受入れ	1793条1項、1618a条、 1619条
1793条	後見の共同執行、後見人及び保護人の協力	1797条
1794条	意見が相違する場合の決定	1797条1項2文、1798条
1795条	後見人の責任	1833条
<b>第2目 身上配慮</b>		
1796条	身上配慮の対象、許可の義務	1項 (1800条)、 2項 (1822条6号、7号)
1797条	後見人と養育人との関係	SGBⅧ34条、35条、35 条a

1798条	養育人の決定権限	1688条
<b>第3目 財産配慮</b>		
1799条	財産配慮における後見人の義務、後見人による贈与	1793条、1804条
1800条	許可を要する法律行為	1807条、1810～1813条、1821条、1822条
1801条	許可の付与	1828条～1831条
1802条	免除された後見	1817条、1825条
<b>第3款 家庭裁判所による援助及び監督</b>		
1803条	総則	1837条
1804条	被後見人との協議	
<b>第4款 後見の終了</b>		
1805条	後見人の解任	1886条
1806条	新たな後見人の選任	1779
1807条	後見の終了	1882条
1808条	財産の引渡し、最終計算書及び法律行為の継続	1890条、1893条
<b>第5款 費用償還及び後見人の報酬</b>		
1809条	費用償還、費用概算、報酬	1835条、1835条a、1836条c、1836条e
<b>第2節 未成年者のための保護</b>		
1810条	補充保護	1909条
1810a条	胎児の保護	1912条
1811条	出捐保護	1909条、1917条
1812条	保護の廃止及び終了	1918条、1919条
1813条	後見法の適用	1915条
<b>第3節 法的世界 第1款 世話人の選任</b>		
1814条	要件	1896条
1815条	未成年者のための予防的世話人選任	1908条a
1816条	自然人の選任	1897条1-6項、8項
1817条	複数世話人	1899条
1818条	社団又は官庁による世話	1900条
1819条	引受義務	1898条

1820条	書面による世話希望の意思、予防的代理権	1901条c
1821条	世話社団としての認可	1908条i
<b>第2款 世話の執行 第1目 総則</b>		
1822条	世話の範囲、世話人の義務	1901条
1823条	被世話人の代理	1902条
1824条	代理権の排除	1795条
1825条	代理権の剥奪	1796条
1826条	同意留保	1903条
1826条 a	意見相違の際の決定	1797条1項2文、1908条i第1項第1文
1827条	世話人の責任	1833条
<b>第2目 身上事務</b>		
1828条	患者の指示	1901条 a
1829条	患者の意思を確定するための協議	1901条 b
1830条	医的措置における世話裁判所の許可	1904条
1831条	不妊化手術	1905条
1832条	自由剥奪を伴う収容及び自由剥奪を伴う措置における世話裁判所の許可	1906条
1833条	医的強制措置における世話裁判所の許可	1906条 a
1834条	被世話人の住居の放棄の場合の世話裁判所の許可	1907条1項及び2項2文後段、3項2文
1835条	被世話人の住居の放棄の場合の届出義務	1907条2項1文
1836条	被世話人の面会交流及び居所の決定	1632条1から3項を準用する1908条i第1項1文
<b>第3目 財産事務 Unterkapitel 1 総則</b>		
1837条	財産目録	1802条
1838条	相続及び贈与の場合の財産管理	1803条
1839条	世話人による贈与	1804条
1840条	分離命令、世話人のための使用	1805条
<b>Unterkapitel2 金銭、有価証券及び高価品の管理に関する規定</b>		
1841条	処分金の準備	1806条後段
1842条	現金によらない支払取引	新設

1843条	運用義務	1806条前段、 1807条1項5号
1844条	有価証券の寄託保管及び供託	1814、1815、1819、 1820条
1845条	裁判所の命令に基づく高価品の供託	1818、1819条
1846条	金融機関に関する要件	1807条1項5号
1847条	処分制限の合意	1809条、1814-1816条、 1818条
<b>Unterkapitel 3 届出義務</b>		
1848条	金銭管理及び財産管理における届出義務	新設
1849条	生業についての届出義務	新設
<b>Unterkapitel 4 許可を必要とする法律行為</b>		
1850条	金銭のその他の運用の許可	1807条1項1-4号、1810 条、1811条
1851条	権利及び有価証券の処分の許可	1812条、1813条
1852条	土地及び船舶に関する法律行為についての 許可	1821条1-5号
1853条	遺産法上の法律行為に関する許可	1822条1号、2号、2282 条2項2文、2290条3項、 2300条2項2文、2347条 1項2項、2352条、2292 条
1854条	商行為及び会社法上の法律行為に関する許 可	1822条3号、11号
1855条	継続的給付に関する契約の許可	1907条3項、1822条4号、 5号
1856条	その他の法律行為に関する許可	1822条1号、8-10号、 12号、13号
<b>Unterkapitel 5 許可の宣告</b>		
1857条	許可の宣告	1828条
1858条	事後の許可	1829条
1859条	契約の相手方の撤回権	1830条
1860条	単独行為	1831条

Unterkapitel 6 免除		
1861条	法定免除	1857条 a、1852条2項、1853条、1854条、1908条i第1項1文及び2項2文
1862条	裁判所の命令に基づく免除	1817条、1825条、1908条i第1項1文
<b>第3款 裁判所による援助及び監督</b>		
1863条	助言及び監督	1837条
1864条	世話人の報告義務	1839条
1865条	人的関係に関する報告	1840条1項
1866条	計算書、通知義務	1840条2項から3項、1841条
1867条	世話裁判所による調査	1843条
1868条	世話裁判所による仮の措置	1846条
<b>第4款 世話の終了、廃止又は変更及び同意留保</b>		
1869条	世話人の解任	1908条b
1870条	新しい世話人の選任	1908条c
1871条	世話の破棄又は変更及び同意留保	1908条d
1872条	財産の返還と最終的計算書	1890条
1873条	計算書の検査及び承認	1892条
1874条	世話終了後の法律行為の継続	1893条
<b>第5款 費用償還と報酬</b>		
1875条	費用償還	1835条 1 項1文、2項、3項
1876条	費用一括払い	1835条a第1項、第2項
1877条	国庫からの支払い	1835条a第1項、第2項
1878条	被世話人の無資力	1836条d
1879条	投入されるべき被世話人の金銭	1836条c
1880条	法定の債権移転	1836条e
1881条	請求権の喪失と権利行使	1835条 1 項3文、第 1 a項、4項2文、1835条a第4項

1882条	報酬	1836条1項、2項
<b>第4節 その他の保護</b>		
1883条	不明者のための保護	1913条
1884条	集合財産のための保護	1914条
1885条	不在者の保護	1911条
1886条	その他の保護人の選任	新規
1887条	保護の排除	1921条1項、2項、1919条
1888条	法律に基づく保護の終了	1918条、1921条3項
1889条	世話法の適用	1915条1項

※本研究はJSPS科研費JP17K03455の助成を受けたものです。